入札契約手続きの延期について

高知県内における国土交通省及び高知県発注の工事に関して、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令の前提となる、事業者に対する事前通知を9月4日に行いました。

その詳細についてはまだ不明ですが、対象となる事業者数は、高知県内で30数者にのぼるとみられており、高知県を管轄する事務所発注事業で手続き中の案件において重大な影響があると考えております。また今後、確実に行われるであろう排除措置命令等の内容が不明な段階で、公共工事の入札手続きを進めることについては社会的影響が非常に大きいと思われます。

このことから、本日以降、公正取引委員会が排除措置命令等を発出するまでの間、 関連する全ての工事について入札契約手続きを延期することとしましたのでお知らせ します。

記

- 1 対象工事 高知県を管轄する事務所において本日時点で開札を行っていな い入札契約手続き中の案件
- 2 延期期間 公正取引委員会が排除措置命令等を発出するまでの間
- 3 今後の対応

公共工事の契約の相手方を選定するに当たっては、公共工事の契約の相手方となることについて社会的に批判されることのないよう厳正に対応して参ります。

平成24年9月6日国土交通省 四国地方整備局

〈問い合わせ先〉

国土交通省 四国地方整備局

Tel 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)

企画部技術管理課長 石田 和敏 (内線3311)